

## 【健診機関に確認する感染対策項目】

各健診機関では、様々な感染予防対策を講じて健診の再開をしています。受診者にもマスク着用や体温測定、問診などへの協力が求められます。お互いに安心・安全に健診ができるよう下記の感染対策項目を確認して受診するようにしてください。

区 分	確 認 事 項
1.受診環境	「3密」（密閉・密集・密接）の回避策の実施や可能な限りの健診時間の短縮を実施している。 （例：室内換気、予約数の制限、人と人の適切な距離の確保など）
	受診者及び職員が触れる箇所を定期的にアルコール等で消毒している。 （例：トイレ、階段手摺、エレベーターボタン、など）
	受診者及び職員にマスク着用をさせ、出入口などでの手指消毒を適宜実施している。
	受診者と接触する診察前後での手指消毒及び受診者が接触する計器を都度消毒している。
2.受診者対応	コロナ感染の疑いのある者の受診防止措置をしている。 （例：事前の案内及び当日の問診・体温測定、渡航歴確認など）
3.患者との 接触防止対応	診療も行う機関にあっては、受診者と患者の接触を極力避ける為の配慮をしている。 （例：出入口や待合室を分ける、別フロアで実施 など）

健康保険組合では、上記の他に「コロナ感染症疑いのある健診機関職員の出勤停止ルールがあり厳守されているか」を健診機関に確認中です。（その結果は後日ホームページでお知らせ予定です）